

■教育行政のポイント

第2次“学校安全推進計画”の策定

菱村 幸彦

本年3月24日、政府は、閣議決定で「第2次学校安全の推進に関する計画」(以下、「第2次計画」)を策定した。第2次計画は、平成24年度に策定した第1次学校安全推進計画(平成28年度終了)に続く、新たな5ヵ年計画である。

学校安全の基本方向と具体施策を示す

学校保健安全法は、(1)国は学校安全推進計画を策定すること(3条2項)、(2)地方公共団体は国に準じた措置(たとえば、安全計画の作成例)を講ずるよう努めること(同条3項)、(3)各学校は学校安全計画を策定すること(27条)——を義務付けている。この場合、国の学校安全推進計画は、各学校が作成する安全計画のガイドラインの役割をもつ。

文部科学省調査(平成27年度)によれば、学校安全計画を策定している学校は、全小中高校の96.5%に達している。が、学校安全に関する意識や取組には、地域や学校、教職員による差があり、まだ十分とは言えない。

そこで、第2次計画は、これまでの取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、向こう5年間(平成29～33年度)における学校安全に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示している。

第2次計画で示された安全推進方策の主な柱建では、(1)学校安全に関する組織的取組、(2)安全教育の充実方策、(3)学校施設・設備の整備充実、(4)PDCAサイクルの確立を通じた事故防止、(5)家庭・学校・関係機関との連携協働——となっている。ここで各項目の中身について紹介する紙幅はないが、学校の重要課題である「安全教育の充実方策」について見てみよう。

カリマネの確立による安全教育

第2次計画では、安全教育の充実施策として、カリ

キュラム・マネジメントの確立を通じた安全教育の推進を最重要課題として掲げる。そのポイントは、次のとおりだ。

第1に、安全に関する資質・能力を育成する。安全に関する資質・能力とは、(1)安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けること、(2)安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けること、(3)主体的に自他の安全な生活を実現し、安全で安心な社会づくりに貢献する態度を身に付けること——である。

第2に、教科横断的な学習を推進する。安全はさまざまな分野を横断する総合的な課題である。児童生徒が安全について深い学びを得るためには、各教科等に固有の観点から安全を学びながら、それぞれの学習内容を関連付けて考える教科横断的な学習が重要である。

第3に、カリキュラム・マネジメントを確立する。教科横断的な学習を推進するためには、各学校における安全教育に係るカリキュラム・マネジメントが不可欠である。各学校は、教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立が重要である。

第2次計画は、このほかに、安全教育の充実方策として、優れた安全教育の取組の普及を通じた指導の改善・充実と、現代的課題への対応をあげている。前者については、教科横断的・系統的・体系的な先進的取組の支援、後者については、SNSなどコミュニケーション・ツールの多様化に対応する情報モラル教育の実施などが課題となる。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●指導要領改訂のポイントが、この1冊でよくわかる！

よくわかる小学校・中学校新学習指導要領全文と要点解説

【編集】奈須正裕 B5判・250頁／定価(本体 2,700円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

